

山梨県公報

第千五百三十五号

平成十六年

十二月二十七日

月 曜 日

告示

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	八一九
公安委員会	
技能検定員等審査の実施	八二〇
その他	
落札者等の決定について	八二一

目次

喫煙対策実施状況調査の実施	八二一
保安林の指定の予定(二件)	八二二
保安林の指定の解除の予定	八二三
農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示	八二三
電線共同溝を整備すべき道路の指定	八二四
道路の区域変更(四件)	八二四
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	八二五

訓令

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令	八二五
山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	八二五
山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令	八二六
山梨県官報掲載事項報告規程の一部を改正する訓令	八二六

公告

落札者等の決定について(二件)	八二六
特定非営利活動法人の設立の認証申請	八二七
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	八二七
家畜商講習会の開催	八二七
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	八二八
落札者等の決定について	八二八

人事委員会

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	八二八
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	八二九
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	八二九
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	八二九

山梨県告示第五百八十二号

喫煙対策実施状況調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査の目的

この調査は、職場における喫煙対策実施状況を把握し、今後の喫煙対策推進の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 事業所の構成人員に関する事項
- 2 喫煙者数に関する事項
- 3 喫煙対策の内容に関する事項
- 4 喫煙が及ぼす健康影響及び分煙に関する知識に関する事項
- 5 今後の喫煙対策に関する事項

三 調査の範囲

- 1 調査地域
山梨県全域
- 2 調査対象
県内の国及び県の関係機関、市町村役場、小学校、中学校、高等学校、特殊教育学校、大学並びに従業員百人以上の事業所

四 調査の期日

平成十七年一月十五日を調査基準日とし、同日から同年一月三十一日までを調査期間とする。

五 調査方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送による。

山梨県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡鵜沢町鳥屋字青島一五二、一五五、一六〇から一六三まで、一六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字青島一六三（次の図に示す部分に限る。）
一五二、一六〇、一六一、一六二、一六五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鵜沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

北都留郡小菅村字カヅ久保六四一三の二、六四一三の三

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字カヅ久保六四一三の二・六四一三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(一) 保安林の所在場所

北都留郡小菅村字カヅ久保六三九五の一、六三九五の二、六三九五の四から六三九五の七まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カヅ久保六三九五の一・六三九五の二・六三九五の四から六三九五の七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(一) 保安林の所在場所

北都留郡丹波山村字小枋山一七六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の所在場所

北都留郡丹波山村字中ツ指一三三

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

塩山市上萩原字萩原山四七八三の九二五から四七八三の九二八まで（以上四筆国有林）四七八三の九二九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

三 水源のかん養
解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百八十六号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示（平成十六年山梨県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

一の表の一の項を次のように改める。

一 斐崎市、南アルプス市（六科、飯野、百々、旧源村、旧芦安村、旧小笠原町、旧榑村、旧野之瀬村、旧落合村及び旧大井村の区域を除く。）、北杜市、笛吹市（旧春日居町の区域に限る。）、西八代郡三珠町、中巨摩郡昭和町及び田富町、北巨摩郡小淵沢町並びに南都留郡鳴沢村の区域	四〇アール
---	-------

一の表の三の項中「大月市、南アルプス市（旧芦安村の区域に限る。）」を「大月市」に改める。

一の表に次の一項を加える。

四 南アルプス市（六科、飯野、百々、旧源村、旧芦安村、旧小笠原町、旧榑村、旧野之瀬村、旧落合村及び旧大井村の区域に限る。）、の区域	一〇アール
--	-------

二の表の一の項中「北巨摩郡高根町（旧清里村の区域に限る。）、大泉村、長坂町（旧小泉村の区域に限る。）」を「北杜市（旧清里村、旧大泉村及び旧小泉村の区域に限る。）」に改める。

山梨県告示第五百八十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	四一一号	笛吹市石和町大字市部字鶴飼一七三番の一地先から 笛吹市石和町大字市部字鶴飼一〇〇一番地先までの上り線

山梨県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市大字東南湖字下出口割地地内 (一級河川富士川右岸堤防敷地先)から 南アルプス市大字東南湖字大久河原七七六 番の一地先まで	一一・二丁 四七・二	六・五丁 四六・〇	三三六・〇	三三六・〇

山梨県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一軒茶屋荊沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市大字西南湖字内乗七九一番地 先から 南アルプス市大字西南湖字西河原四四〇一 番の一地先まで	一〇・五丁 一七・〇	五・九丁 九・八	五五八・六	五五八・六

山梨県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町大字市部字西町一一〇番の 二地先から 笛吹市石和町大字市部字鶴飼六七〇番の 一 地先まで	七・〇丁 二五・〇	七・〇丁 二五・〇	六三〇・〇	六三〇・〇
	一七・〇丁 四七・〇		六六五・〇	

山梨県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十七年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町大字市部字上屋敷五三五番の二地先から 笛吹市石和町大字八田字塚の越五四八番地先まで	一七・〇〇 四五・〇	八・〇〇 四五・〇		九四九・〇

山梨県告示第五百九十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 大沢川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸及び右岸堤防
- 三 河川管理施設的位置 南巨摩郡身延町大字下山字横和田四千八百七十二番地先から同四千九百四十二番地先まで及び南巨摩郡身延町大字下山字番匠小路二千四百六十二の二番地先から同二千四百六十六番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 身延町長

2 住所 南巨摩郡身延町切石三百五十番地

五 管理の内容

山梨県公報 第千五百三十五号 平成十六年十二月二十七日

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十六年十二月二十七日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

訓 令

山梨県訓令甲第十二号

本 出 先 機 関
山梨県知事 山本 栄彦

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年十二月二十七日

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。
令達先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第二条第一項の表中

地方労働委員会事務局 長	地方労働委員会事務局次長	地方労働委員会事務局に所属するその他の職員
-----------------	--------------	-----------------------

労働委員会事務局 長	労働委員会事務局次長	労働委員会事務局に所属するその他の職員
---------------	------------	---------------------

に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十三号

山梨県職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
地方労働委員会事務局
出 先 機 関 庁

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
山梨県職員勤務時間に関する規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令達先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。
附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十四号

山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
地方労働委員会事務局
出 先 機 関 庁
平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令
山梨県職員研修規程（平成十一年山梨県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。
令達先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。
第二条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十五号

山梨県官報掲載事項報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
出 先 機 関 庁
平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県官報掲載事項報告規程の一部を改正する訓令

山梨県官報掲載事項報告規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号を次のように改める。
一 義務を課し、又は権利を制限する条例

義務を課し、又は権利を制限することに関する条例の制定又は改廃であつて、当該条例の制定又は改廃が全国的に影響するところが大きく、特に掲載の必要があると認められるもの

第三条第五号中「県地方労働委員会」を「県労働委員会」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

スケジュール管理・旅費システムシステム開発業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十六年十月十二日

四 落札者の氏名及び住所

日本システムウェア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号

五 落札金額

五千五百六十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十六年九月二日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

人事評価・人事異動支援システム開発業務及び機器賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十六年十一月八日

四 落札者の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社山梨支店 山梨県甲府市青沼一丁目十二番十三号

五 落札金額

六千九十万円

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価落札方式一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十六年九月十六日

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 チャイナ・イン・ジャパン

2 代表者の氏名 陳明明

3 主たる事務所の所在地 甲府市上小河原町千二百三十六番地一号

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県在住外国人に対して、生活支援に関する事業を行い、山梨県民と共に、豊かな共生社会の創造に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成十六年十一月九日から十七年一月八日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 あさひファーム

2 代表者の氏名 石田一夫

3 主たる事務所の所在地 都留市盛里アプの宮百八十五

4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や都市住民に対して、動物との触れ合い（アニマルセラピー）の場を提供し人間の復活に寄与し、及び、有機無農薬農業の実践を通じて地域農業の活性化に寄与することを目的とする。また、BDFの実用化やマイクロ水力発電所の建設を促進し地球温暖化防止に寄与することを目的とする。さらに、知的障害者の雇用の場を確保し、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十一月十六日から十七年一月十五日まで

● 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催の日時及び場所

1 日時

平成十七年二月二十三日（水）及び同月二十四日（木） 午前九時から午後五時三十分まで

2 場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四〇一会議室

二 講習の内容

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 三 受講手続

受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙及び写真(受講前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの)一枚をはり付けた家畜商講習会受講申請書を、平成十七年二月十四日(月)までに山梨県農政部畜産課に提出すること。ただし、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の四第一項ただし書の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。

四 その他

- 1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込み、講習会当日、会場で実費配布する。
- 2 詳細については、山梨県農政部畜産課(電話〇五五 二三七 一一一一内線五二五六番)に問い合わせること。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 組合の名称

富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合

二 事務所所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内

三 施行地区

富士吉田市小見字御伊勢山、雨坪及び丸の各一部

四 設立認可の年月日

平成二年十二月五日

五 変更後の事業施行期間

平成二年度から平成十七年度まで

六 変更認可の年月日

平成十六年十二月二十七日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量

山梨県立博物館刊行物書庫積層式書架 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十六年十二月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社甲陽 山梨県甲府市国母七丁目十一番四号

五 随意契約に係る契約金額

四千二百万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第六号に該当

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十一号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県職員との給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員との給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十三中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員との給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号を次のように改める。

四 削除

第二十七条第一号中「、第四号」を削る。

第二十九条中「第八条の五第六項」を「第八条の五第七項」に、「同条第一号」を「第二十六条第一号」に、「同条第四号、第五号」を「同条第五号」に改める。

第二十九条の二第一項中「第八条の五第六項」を「第八条の五第七項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

山梨県学校職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員との給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四号を次のように改める。

四 削除

第二十四条第一号中「、第四号」を削る。

第二十六条中「第八条第六項」を「第八条第七項」に、「同条第一号」を「第二十三条第一号」に、「同条第四号、第五号」を「同条第五号」に改める。

第二十六条の二第一項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

山梨県警察職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県警察職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員との給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四号を次のように改める。

四 削除

第二十二條の二第一号中「、第四号」を削る。

第二十二條の四中「第八条の四第六項」を「第八条の四第七項」に、「同条第一号」を「第二十二條第一号」に、「同条第四号、第五号」を「同条第五号」に改める。

第二十三條第一項中「第八条の四第六項」を「第八条の四第七項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十五号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「又は大門・塩川ダム管理事務所」を、「大門・塩川ダム管理事務所又は深城ダム建設事務所」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十六年十二月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自一、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十七年一月三十一日（月）及び二月四日（金）
（午前九時から午後四時まで）

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間
平成十六年十二月二十八日（火）から平成十七年一月二十四日（月）まで

2 場所
山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課
教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 特定第一種運転免許
一万四千七百五十円

(二) 普通自動車免許
二万五百円

(三) 大型自動車第二種免許等
二万二千五百円

2 教習指導員審査

(一) 特定第一種運転免許
九千八百五十円

(二) 普通自動車免許
一万二千五百円

(三) 大型自動車第二種免許等
一万二千五百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十二月二十七日

山梨県総合教育センター所長 武川和彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総合教育センター 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地

三 落札者を決定した日

平成十六年十二月七日

四 落札者の氏名及び住所

NECリース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号

五 落札金額

八千十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十六年十月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番